

京都市告示第560号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第48条の規定により、令和3年4月1日付けで確認を辞退する特定地域型保育事業所について、法第53条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和3年2月9日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	特定地域型 保育事業の 種類
宗教法人 天得院 代表役員 明石 幸男	東福寺保育園	京都市東山区本町十五 丁目802	小規模保育 事業所A型

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)